

「新たな評価」制度の在り方について（案）

議論の背景

『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』中央教育審議会（令和7年2月21日）

- 急速な少子化等の我が国の直面する課題に対応するためには、「知の総和」（数×能力）の向上が必要。

大学進学者数推計（出生低位・死亡低位）
62.7万人（2021）▶ 59.0万人（2035）▶ 46.0万人（2040）（約27%減）

- そのためには、**学生一人一人の能力を最大限高めるための「質」の向上を図る必要**。
- **認証評価制度**については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた**抜本的な見直しが必要**。

- 具体的には、例えば、**学部等に応じた**定性的評価と定量的評価を組み合わせ、**教育の質を段階別に評価**するなどの制度改善を行う。
- 評価の結果公表について、**国民に対して分かりやすい仕組みを構築**する。

認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。**

- ① 社会的機能の再確認の必要性 社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではない
- ② 評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足 様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではない
- ③ 内部質保証の意義の浸透 機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではない

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要**。
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要**。
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。
※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

（1）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**3ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化**し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る**。
（※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。）

（2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

（3）効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、**「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る**

「新たな評価」の基本的な考え方

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、

- ① 高等教育機関として当然に求められる教育の質（※）を確実に保証すること（質保証の徹底）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるための教育の質向上を後押しすること（質向上の促進）
- を両立させ、大学の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証されているかを確認、評価するが、その中でも「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である学部における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

大学全体の評価

大学の教育研究、組織運営及び 施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は大学が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- ✓ 学部等において法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の質保証の徹底を図る。
- ✓ 学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させているかを評価。
- ✓ 教育活動の水準向上のための取組を通じて教育成果（アウトカム）が出ている学部等を高く評価することで、高等教育全体としての教育の質向上の促進を図る。



学部の **段階別評価**

評価の流れについて

大学

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、改善・向上がなされているかについて評価
- 特に、高等教育を行う基本組織である学部ごとに「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

大学全体の評価

1. 大学全体の社会的信頼に関すること
2. 全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3. 内部質保証が図られていること

大学全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部ごとの評価を実施しない

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
- II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制
- III. 学生の学修成果の適切な把握と評価
- IV. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

学部ごとの段階別評価

学部ごとの評価結果を付して文部科学省・大学（学長）宛てに通知

大学

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告

※なお、早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能

文部科学省

- 質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学に対し、改善状況の確認
- 改善の取組が不十分、改善の見通しが無い場合には厳格に措置することを検討

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力

データ活用

評価結果入力

大学全体の評価

大学全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
また、大学全体としての必要最低限の基準であるため、大学全体の評価にあたって基準を満たさない場合には、学部ごとの評価を実施しない。

※ 1、2 についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1 大学組織の社会的信頼に関すること	□ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って大学運営なされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている ・ 特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないよう配慮するとともに、必要な教員数が 確保されていること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等を実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等が備えられていること ・ 必要な大学情報を社会に公表していること 【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）
2 全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること	□ 適切な内部質保証のための全学的な手続が明らかにされている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制が整備されている 【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程
3 大学の目指すべき方向性に向け、点検・評価行い、内部質保証が図られていること	□ 中長期計画など、大学として目指すべき方針が示されている □ 内部質保証手続に基づいて、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価が行われている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援が適切に行われ、質保証がなされている 【根拠資料例】大学のビジョン、大学の中長期計画等、大学が定期的に行っている自己点検に関する資料

※ 全学的な特色ある教育の取組については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、学部等において「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に紐づき有機的に機能しているかという点を学部ごとの評価の「質向上の取組」において評価する。

学部ごとの「教育の質」の評価

学部ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 学部ごとの教育の質を評価するにあたっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 学部ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない学部」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している学部」
（②の水準に達していることを前提に）
 - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部」
 - ④「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている学部」
 という**4段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、2つ星、1つ星、要改善）にするなど、**高校生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない学部	高等教育機関として求められている水準に達している学部	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている学部
評語（案）	要改善	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	✓ 「 質保証の視点 」による評価は 実践している教育が法令等で求められる水準に達しているか で判定。 ✓ 具体的には、学部ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、 1つでも満たさない項目がある場合は「要改善」として判断する 。  □ 要改善学部の場合、高等教育機関として求められる水準に達していないおそれがあることから、文部科学省においてペナルティを含めたその後の対応を実施することを検討 □ なお、要改善学部の場合であっても、文部科学省により早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能とすることを検討する。		✓ 「 質向上の視点による評価 」は 学生の成長につながる取組（教育実践等）と教育成果 で判定。 ✓ 具体的には、大学側から、学生の成長につながる優れた取組（教育実践等）の内容、教育成果の程度及び両者の関連性について、根拠を示して提出してもらい、 総合的に勘案して判断する 。 □ 高く評価された学部に対しては インセンティブ を検討 	

学部ごとの「教育の質」に特化した評価基準・項目等

✓ 評価基準については、4つの評価の基本的な方針のもと、7つの評価基準、15の評価項目で整理する。

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
評価基準①	評価項目	⇒質保証の視点
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点
Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目e	⇒（各評価項目の）質保証の視点
評価基準②	評価項目a	⇒質保証の視点
	評価項目b	⇒質保証の視点
Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価		
評価基準①	評価項目a ～ 評価項目c	⇒（各評価項目の）質保証の視点
評価基準②	評価項目	⇒質保証の視点
Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
評価基準①	評価項目a	⇒質保証の視点
	評価項目b	⇒質保証の視点

質向上の視点

- （「評価の基本的な方針」「評価基準」「評価項目」の要素を踏まえつつ）**学生の成長につながる優れた取組を根拠をもって示しているか。**
- （優れた取組を通じて）**教育成果を上げていることを根拠を示して説明できているか。**
- 取組と教育成果の関連性を根拠をもって示しているか**

教育成果

—在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果【＝DPに掲げる資質能力を確実に身につけているか（学生の成長実感も含む）】

—受けた教育・支援の満足度

—DPに掲げる資質能力を身につけた人材を社会に輩出し、その人材が社会で活躍・貢献している度合

各学部の自己点検評価書・根拠資料をもとに、各項目において**高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断**する。

各学部の自己点検・評価書の記載や根拠資料等をもとに**総合的に勘案して評価**する。

「新たな評価」を実施するにあたり、各大学・学部は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質能力が

- ・ 現在の社会や地域のニーズに沿ったものになっているか
 - ・ 学修成果や到達度を通じて可視化できるかたちになっているか
- という観点から改めて見直すことが求められる

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準①＞ 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げているか	＜評価項目＞ a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること	＜質保証の視点＞ 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか	a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること	掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPが分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

<評価基準①> 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか	<評価項目> a. 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」(CP)が策定されていること	<質保証の視点> DPと整合性があるCPが定められているか。
	b. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)と「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること	教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。
	c. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に則してカリキュラムが体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること	- CPに照らしてカリキュラムが体系的に編成されているか。 - カリキュラムを編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 - シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。 - 学位にふさわしい授業科目が開設されているか。 - 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。
	d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること	研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。
	e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP)に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」(AP)が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること	適確なAPが定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。
<評価基準②> 施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか	a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること	学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害を持った学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。
	b. 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること	校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

Ⅲ. 学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞ 「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか	＜評価項目＞ a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること	＜質保証の視点＞ - 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 - 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、1年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっていない。
	b. 授業の単位認定が適切に行われていること	単位認定が適切に行われているか。
	c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」(DP)の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること	DPの到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。
＜評価基準②＞ 在学中の学修成果の結果が、大学・学部に掲げる「養成する人材像」につながっているか	a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること	「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか。

Ⅳ. 学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか	＜評価項目＞ a. 教育改善のための体制が構築されていること	＜質保証の視点＞ 教育改善を図るための体制があり、運用されているか。
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

✓ 教育成果（アウトカム）を示す根拠データの例

- ・ 学生の高い満足度や成長実感を示すデータ
- ・ 直接評価、間接評価を適切に組み合わせ、学生がDPに示された資質・能力を身に付けていることを明確に示すデータ
- ・ 学生の就職状況、進学率、専門分野の進路と高い関係性があるかなど、DPに沿った人材輩出を示すデータ
- ・ 企業アンケート等を活用した卒業生の活躍状況や人材育成の社会への貢献に関するデータ

✓ 「評価の基本的な方針」の要素を踏まえた優れた取組例

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- ・ 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- ・ 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- ・ DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- ・ 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制の整備に係る取組例）

- ・ 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- ・ カリキュラム全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位のカリキュラムとなるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- ・ DPと授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- ・ 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- ・ 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- ・ DPの到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要事業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- ・ 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- ・ 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- ・ 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。

（質保証の視点）

- 学部ごとの評価における「質保証の視点」については、法令等で求められる水準を基準としているものであることから、**全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべき**である。
- 学位の分野によって法令等で求められる水準が異なる場合、基準等の追加等は可能とするが、その場合においても、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

（質向上の視点）

- 日本の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目指すものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、**多様な目的を有している**。
- 質向上の視点による評価は、**高等教育機関が掲げた多様な養成する人材像やDPを踏まえて成果を上げられているかを評価するもの**である。
- なお、**教育プログラム単位の国際的な認証等がある場合については質向上の視点から評価**する。
- こうした多様な日本の高等教育機関を適切に評価できるよう、**教育成果の例及び段階の判定基準等について評価機関間で目線合わせ（調整）を進めていく必要**がある。

- 「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への転換を図るのであれば、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行うべきである。
- この点、現在の高等教育機関においては、
 - 学部が「教育研究上の基本的組織」として設置されており、教育課程の質保証の責任者は学部長とされている場合が多いこと
 - 設置の際にも学部・学科単位で認可を得ていること

という現状を踏まえれば、「新たな評価」制度において、まずは学部（短期大学の場合は学科）を原則として「教育の質」の評価を行うこととする

- 「新たな評価」の学部の評価においては、以下の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める学位の分野（※）を踏まえて実施する。※設置認可の際に活用している分野

《想定する学位の分野》

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係
⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係
⑰保健衛生学関係（看護関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

「新たな評価」に用いる資料のイメージ

各学部において「新たな評価」の評価項目や根拠資料例に基づき自己点検評価を実施し、その自己点検評価書と根拠資料を評価機関に提出することを想定（評価機関が評価するための追加資料の作成は基本的に求めない方向で対応することを検討）

学部ごとの自己点検評価書（イメージ）

○学部 自己点検・評価書

I. 明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

<評価基準①>

大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく公表していること

<評価項目>

- a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること

.....。
「根拠資料」

III. 学生の学修成果の適切な把握と評価

<評価基準①>

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

.....

<評価項目>

- c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を客観的な方法により把握し、評価していること

.....。
.....。
「根拠資料」

【教育成果】

（取組によって得られた教育成果の内容と取組との関連性）

.....
.....
「根拠資料」

✓ 各学部は、評価項目ごとに点検・評価結果を記載。

✓ 評価機関は、各項目における記載をもとに、質保証の視点と質向上の視点の双方から評価を実施。

✓ 各学部は、どのような教育成果をあげているかを根拠資料や取組との関連性に基づいて記載。

✓ 評価機関は、評価書の記載と根拠資料をもとに、教育成果の程度、取組の程度、両者の関係性を総合的に勘案して評価。

※ 質保証の水準に疑義がある場合、当該学部に対して評価機関から追加資料等を求めることとする。

評価の主体

- 「新たな評価」制度では、これまでの認証評価の実績を活かす観点から、大学全体の評価及び学部の段階別評価を総合的に担う「総合評価機関（仮称）」と、特定の学位の分野を専門的に評価する「特定分野評価機関（仮称）」を評価主体としてはどうか。
その際、評価基準・項目、方法等が現在の認証評価と異なることとなることから、再度文部科学大臣により、評価機関の認証を行うこととする。
- また、特定分野評価機関（仮称）の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果を以て総合評価機関（仮称）の当該学部等ごとの評価を代替することができるとしてはどうか。
※ これにより、従来より課題とされてきた分野別認証評価と機関別認証評価を双方受審することによる重複感・負担感の解消を図ることとする。

総合評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 大学全体の評価及び学部ごとの段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況を評価する必要な体制があること
- 大学全体の評価及び学部ごとの段階別を実施するための必要な体制が整備されていること
- 大学評価基準及び評価方法が国が示す基準・項目等と整合していること
- その他 等

特定分野評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- 特定の学位の分野に紐づく学部（又は学科・専攻）の段階別評価を実施

認証基準（イメージ）

- 大学評価基準及び評価方法が国が示す基準・項目等と整合していること
- 特定の学位の分野に紐づく学部等の段階別を実施するための必要な体制が整備されていること
- その他 等

総合評価機関（仮称）と特定分野評価機関（仮称）との関係イメージ

大学

法学部

工学部

医学部

歯学部

薬学部

看護学部

法科大学院

教職大学院

機関単位で受審

特定の学位の分野に基づいた学部等
（学科・専攻等）単位で受審

総合評価機関（仮称）

大学の内部質保証が図られているか評価（大学全体の評価）するとともに、基本的にすべての学部の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う

特定分野評価機関（仮称）がある学位の分野に基づく学部（又は学科・専攻等）については、当該機関の評価に置き換えることを可とする。

大学としての
評価

学部ごとの
「教育の質」
の評価

大学として質保証の責任を果たしているか評価

法学部

工学部

医学部

歯学部

薬学部

看護学部

法科大学院

教職大学院

学部ごとに
段階別評価

学部ごとの「教育の質」の評価を特定分野
評価機関の評価結果で代替することができる

特定分野評価機関（仮称）

特定の学位の分野を評価する主体として文部科学省が認証し、当該学位の学部等（又は学科・専攻）の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う

特定分野
評価機関
【医学関係】

医学部

特定分野
評価機関
【歯学関係】

歯学部

特定分野
評価機関
【薬学関係】

薬学部

特定分野
評価機関
【保険衛生学関係
（看護学関係）】

看護学部

特定分野
評価機関
【法曹養成
関係】

法科大学院

特定分野
評価機関
【教員養成
関係】

教職大学院

特定分野評価機関において段階別評価

「新たな評価」における評価方法

「新たな評価」における評価方法（イメージ）

評価機関

- 評価機関は、学部で授与する学位の分野をもとに以下の21の学位の分野を踏まえた評価員を集め、ピア・レビューを実施することとする。
※ 評価員の確保について、文部科学省において、大学関係者に幅広く協力を促していくことも検討

《想定する学位の分野》 ※学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める学位の分野

- ①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係
⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係
⑰保健衛生学関係（看護関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係



理学
関係

工学
関係

教育学
関係

文学
関係

経済学
関係

文学
関係

社会学
関係

✓ 大学のもつ学位の分野を踏まえ、評価員の割り当てなど評価体制を構築

※ 評価の対象が「学部単位の教育を評価」となることを踏まえて、評価員が複数の大学の学部を担当することも想定

A大学
(受審大学)

学部

理工学部

理学科

理学関係

工学科

工学関係

文学部

文学科

文学関係

国際学部

グローバル
コミュニケーション学科

文学関係 教育学関係
社会学関係 経済学関係

グローバルビジネス
学科

社会学関係
経済学関係

※ 現在の認証評価では実地調査を行うことが義務付けられているが、「新たな評価」では、実地調査の重要性にも留意しつつ、オンライン面談等の活用や受審大学の状況に応じた実施など柔軟な実施を可能とする方向で検討

○ 評価機関の更新制の導入

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表することとされている。
- 「新たな評価」では、大学の質保証のみならず、教育の質保証及び質向上を評価していくためには、評価機関も自らのPDCAサイクルを確立・機能させることがこれまで以上に求められる。
したがって、**定期的に評価機関として適格であるか否かを文部科学大臣が確認する仕組み（＝評価機関の更新制）を明確化していく**こととする。

○ 評価機関間での調整

- 評価機関が複数存在する場合、学部ごとの段階別評価を付すに当たって、評価基準等の統一は固より、複数存在する評価機関の目線をより合わせていくために、評価機関間で調整を図ることが重要となる。

評価機関間で調整する事項（イメージ）

- 共通評価ガイドラインの策定・改訂
⇒複数機関で共通のガイドラインを作成することを想定
- 評価員研修の共通枠組みの整備
⇒共通の研修資料や研修による評価員の目線合わせを想定
- 評価結果の年次報告
⇒評価結果や事例についての共有を想定
- その他

評価結果の公表

評価結果の公表

具体的に以下のような方向性で「評価結果の公表」について進めることとする。

評価結果の公表の仕方

- 評価結果については、データプラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるようにする。

公表の内容

- 評価結果、そのように判断した評価の具体的内容を記載する。評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示す。
※学科等ごとに特定分野評価機関による評価を受審した場合には、学科等ごとの評価結果もあわせて公表する。
- 併せて、学生の進路選択等にもが活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー等）を付記する。

「公表イメージ」

「新たな評価」データプラットフォーム

設置者

学校種

地域

すべて

すべて

すべて

評価結果

分野

用語検索

すべて

法学

検索

<検索結果>

大学名	学部	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
〇〇大学	法学部	法学	国立	大学	〇〇県	要改善	20〇〇	A
△△大学	政治経済学部	法学経済	私立	大学	△△県	★★★	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	★	20××	C

△△大学

政治経済学部

〇〇県△△市

評価結果

(評価機関：B)

(評価年度：20△△)

★★★★

評価の具体的な内容（ポイント）

・〇〇〇〇…

・〇〇〇〇…

・〇〇〇〇…

政治学科：学士（）

養成する人材像

・〇〇〇〇…

ディプロマ・ポリシー

・〇〇〇〇…

⋮

経済学科：学士（）

養成する人材像

・〇〇〇〇…

ディプロマ・ポリシー

・〇〇〇〇…

⋮

詳細の評価結果はこちら

25

データプラットフォームの活用・重複する評価との整理

- 「新たな評価」では学部ごとに段階別評価を付すこととなることから、より効果的・効率的な評価となるよう、データプラットフォームを整備・活用していくこととする。

○ データプラットフォーム整備・活用

- 「新たな評価」では、新たな大学等評価等のためのデータプラットフォーム（仮称）（※）を活用して効果的・効率的な評価の実現を目指していく。※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

想定するデータプラットフォームの機能

- ①受審管理機能 ②データ入力機能 ③データ閲覧・評価支援機能 ④情報公表機能（※） 等

※ 既存の情報公表の枠組み（大学ポートレート）との整理についても留意

想定する負担軽減効果

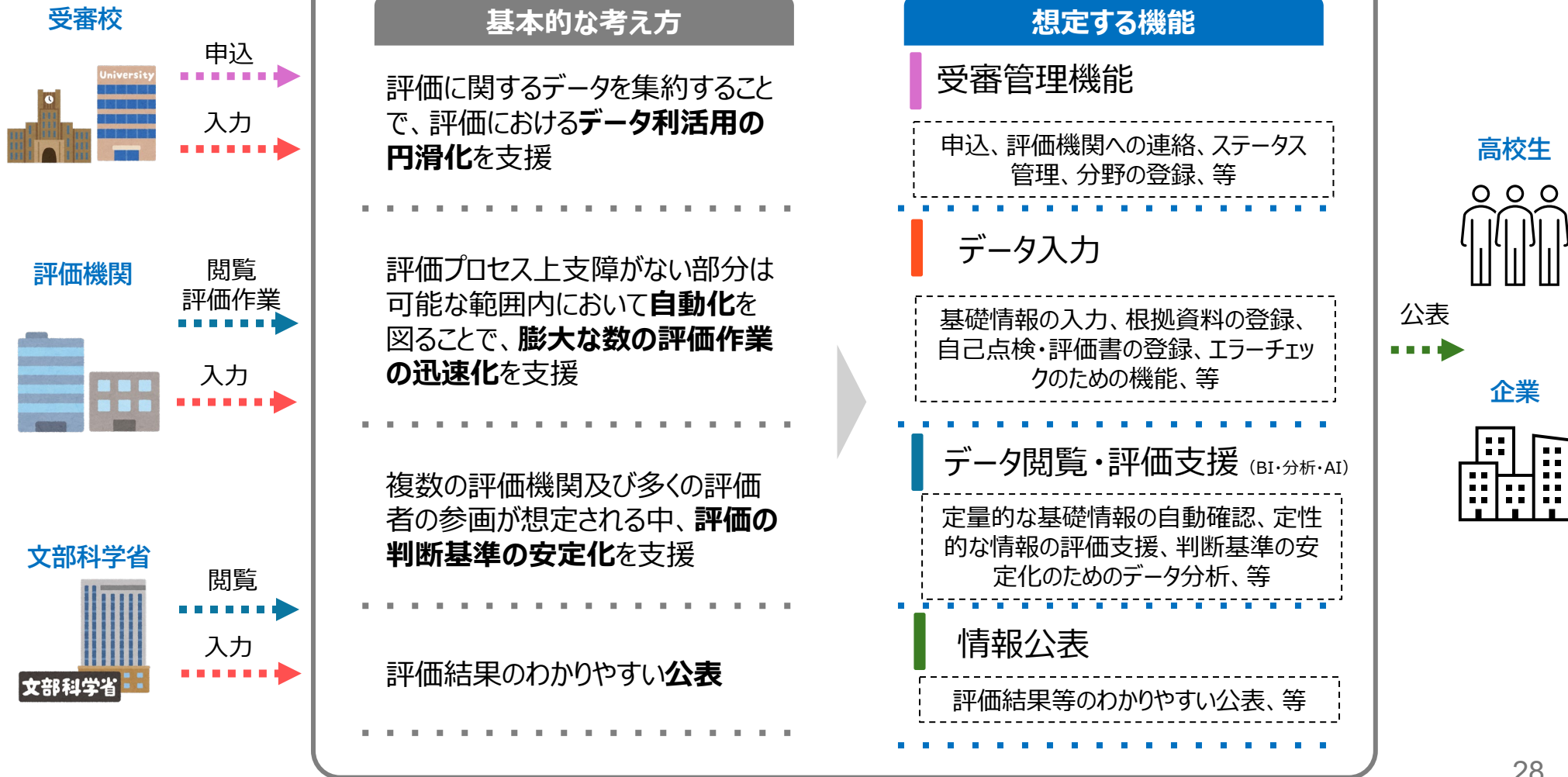
- ✓ 全国学生調査の結果データを文部科学省が一元的に入力することによる被評価者の**入力負担の軽減**（※他の調査等との連携含め今後検討を進める）
- ✓ シラバスチェック等に関して、不足する情報等がある場合にアラート機能により評価者に知らせるなど、人の目では時間がかかる詳細レベルまでの確認についての**評価支援機能を通じた負担軽減**
- ✓ 定量的な確認などを自動計算機能等で代替することで評価者・被評価者双方の負担軽減 等
※生成AI等を活用した評価支援等も検討

(参考) 新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称) イメージ

データプラットフォームは、大学からの①受審申込 → ②データ入力 → ③評価のためのデータ閲覧・評価作業 → ④結果公表 を行うことのできるシステム構築を想定。

新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム(仮称)

※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定



○ 重複する評価との整理

- 「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組との整理も検討してはどうか。
- 現行の**機関別認証評価と分野別認証評価**については、「新たな評価」では大学全体の評価と学部ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、**その統合を図る**こととする。
- その他認証評価以外の評価との関係では、例えば、国立大学法人評価における教育に関する**現況分析**は「新たな評価」と類似する要素も多く、**重複の解消を検討**していく。